

## 議事要旨(1) 企業会計基準適用指針「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針(案)」について

冒頭に新井専門委員長より、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」は、内容についての議論はすでに相当程度なされていることから、今回の企業会計基準委員会での議決をお願いしたい旨の説明がなされた。引き続き秋葉主席研究員より、当該適用指針の概要及び前回からの修正内容の説明がなされた。

- ・ 本適用指針では、いわゆる投資育成目的や債権回収目的の取扱いについて、投資先の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められ、子会社には該当しないとされるために満たすべき一定の事項を具体的に示した。
- ・ このうち、「当該他の会社等との間で、当該営業取引として行っている投資又は融資以外の取引がほとんどないこと」という要件における「投資」と「融資」が何を指すのかが不明確という指摘に対応し、内容を明確化するために追加説明を行った。
- ・ 連結又は持分法を適用することにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社は限定的と考えられているが、現行の実務等を考慮した具体例を示した。
- ・ 本適用指針は、平成 20 年 10 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用するが、平成 20 年 9 月 30 日以前に開始する連結会計年度から適用することができる。

委員からの質問とその対応等は、以下のとおりである。

- ・ 公開草案では「当該他の会社等とのシナジー効果も連携関係もないこと」とされていた事項が、「当該他の会社等との間に、シナジー効果も連携関係も見込まれないこと」とされた経緯について質問があり、これに対して事務局からは、公開草案に対して寄せられたコメント等を踏まえ、現在の案が採用された旨が回答された。
- ・ 「融資は、第 16 項(4)で示されている金融機関が債権の円滑な回収を目的とする営業取引として行っている場合における当該債権を指す」という第 41 項(2)の記述が、債権回収の円滑化のために融資をしているかのように読まれないかとの懸念が示され、これに対して事務局からは、債権の円滑な回収を目的として、出資を営業取引として行っている、という趣旨が分かりやすく伝わるように工夫する旨が回答された。
- ・ 「当該他の会社等との間で、当該営業取引として行っている投資又は融資以外の取引がほとんどないこと」という要件の「当該営業取引」の意味について質問があり、これに対して事務局からは、「営業取引」と「通常の取引」とは同じ意味であるが、「通常の取引」という文言を文字通りに解釈すると意味が変わってしまうため、「当該営業取引としての株式や出資の保有以外の取引はない」として限定している旨が回答された。

審議の後、採決が行われ、字句修正については委員長に一任する前提で、出席者 12 名全員の賛成により、本適用指針の公表が承認された。

以上